| 受理番号 | 受理年月日 | 件名及び要旨 | 提 | 出 | 者 | 送 付 委員会名 |
|--------|----------|--|----|---|---|----------|
| 3 年第8号 | 3. 5. 21 | 平成26年度のいじめ重大事態として、平成27年5~6月頃県教委が報告を受けていた件及びその被害者についての件に関する陳情 | 個人 | | | 文教警察 |
| | | 令和2年12月25日、利根町いじめ問題調査委員会調査報告書が被害者側へ提 | | | | |
| | | 出された。 | | | | |
| | | 何故、これ程までに長い年月を費やすことになったのか、そこに重きが置かれ | | | | |
| | | ていないことにさえ、誰も気づくこともなく。 | | | | |
| | | 昨年の陳情書提出から1年。思い出していただけるだろうか。 | | | | |
| | | 利根町いじめ問題調査委員会とは、一体、何を基に設置され、何故、28条調査 | | | | |
| | | がくり返されてしまったのか。何の調査だったのか。何のためだったのか。ただ | | | | |
| | | やればよかったのか。 | | | | |
| | | 今頃いじめと言われても・・・。 | | | | |
| | | 利根町いじめ問題調査委員会の発足に至る経緯の中で、当時(平成 26 年度? | | | | |
| | | 平成27年)、いじめ防止対策推進法にある重大事態への対処としての義務を果 | | | | |
| | | たしてなかったことを、平成29年12月25日の報告としてしまったら、それを | | | | |
| | | やってしまったら、何でも有りとなってしまう。 | | | | |
| | | それは、やっても善いことだったのであろうか。 | | | | |
| | | それでは事実が違ってしまう。真実が見えなくなってしまった。 そちらにこれを提出させていただいた理由をお察しいただきたい。 | | | | |
| | | そりりにこれを提出させていただいた理由をお祭しいたださだい。 通知表紛失の件については、令和2年10月28日調停不成立となった。最後に | | | | |
| | | 裁判官の方から県教委に対して「誰に渡したかわからなければ申立人としては納 | | | | |
| | | 得することができない」という旨のことを伝えて下さり、何らか対応を促しても | | | | |
| | | 下さったように思うが、また、これまでと同様、何もない。 | | | | |
| | | (このような形をとらなければ) | | | | |
| | | また、令和2年6月文教警察常任委員会での義務教育課長の答弁と利根町の認 | | | | |
| | | 識の違いがあることもわかり、その旨も申し出ているが、やはり何もない。 | | | | |
| | | 関心を持って下さった方がお一人でもいて下さったことは本当にありがたい | | | | |
| | | ことだと思う。ありがとうございます。またひとりでもいて下さると娘の励みに | | | | |
| | | もなる。思い出していただけた、と。 | | | | |
| | | 通知表にミスがあったものは未だ手元にあるだけでも 11 枚になる。また、そ | | | | |

| れは受験時の調査書(内申)への記載ミスにもつながっていたことがわかり、そ | |
|---|--|
| の状態で高校側へ提出されてしまっていた、ということである。(開示にて確認) これも言い続けてきていたが人事課では共有すらされていないようであった。 どうかご理解いただきたい。私ひとりの訴えではどうにもならないのである。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | の状態で高校側へ提出されてしまっていた、ということである。(開示にて確認) これも言い続けてきていたが人事課では共有すらされていないようであった。 |